

重要事項説明書

【令和6年8月16日現在】

1.事業の目的、運営方針

事業の目的	社会福祉法人泰清会（以下「法人」）が開設する地域密着型特別養護老人ホームサンライズマリン瀬戸（以下「施設」）が行う指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の事業（以下「事業」）は、事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設において要介護状態にある高齢者（以下「入所者」）に対し、適切な施設サービス（以下「サービス」）を提供することを目的とします。
運営の方針	事業の実施に当たっては、入所者の意思及び人格を尊重して、常に入所者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとします。 施設は、地域密着型施設サービス計画（以下「サービス計画」）に基づき、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものとします。 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス提供するものとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

2.法人・施設の概要

(1) 法人の概要

法人名	社会福祉法人泰清会		
所在地	三原市港町一丁目3番22号		
代表者	理事長 後藤 和之		
連絡先	0848-61-5788		

(2) 施設の概要

施設名	地域密着型特別養護老人ホームサンライズマリン瀬戸		
定員	29名	ユニット数	3
所在地	三原市港町三丁目6番29号		
指定事業所番号	広島県 3490900168号		
管理者	久保田 あけみ		
連絡先	Tel 0848-81-0135 Fax 0848-81-0136		

(3) 居室・設備の概要

設 備	室 数	面 積	備 考
個 室 (ユニット型個室)	29	13.40㎡～14.75㎡	(5F:10室、6F:9室、7F:10室)
浴 室	3		一般浴室：5.7F 特浴室：6F
医 務 室・静 養 室	1	9.24㎡	5F
面 接 室	1	8.23㎡	7F
便 所	9		5～7F に各 3 室
共 同 生 活 室	3	38.21㎡	5～7F に各1室

(4) 職員体制

職 種	員 数	職 務 内 容
管 理 者	1	施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。
医 師	1 (職務を行うために必要な数)	入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行います。
生 活 相 談 員	常勤換算 1以上	入所者及びその家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、施設内のサービスの調整を行います。
介 護 職 員	常勤換算 12以上	サービスの提供にあたり入所者の心身の状況等を的確に把握し、入所者に対し適切な介助を行います。
看 護 職 員	常勤換算 1以上	健康チェック等を行うことにより入所者の健康状態を的確に把握するとともに、入所者が各種サービスを利用するために必要な処置を行います。
機 能 訓 練 指 導 員	1以上	入所者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために必要な機能訓練等を行います。
介 護 支 援 専 門 員	1以上	施設サービス計画の作成を行います。
栄 養 士 等	1以上	入所者の栄養管理及び食事提供に必要な献立業務を行います。

上記については併設する短期入所生活介護事業所と兼務します。

3. サービスの内容

区 分	具体的なサービスの内容
食 事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 栄養士の立てる献立表により、栄養並びに入所者の身体状況及び嗜好を考慮し適切な時間に提供します。 朝食7：00～8：30 昼食 11：30～13：00 夕食 17：30～19：00 ・ 適切な食事介助、自立についても援助を行います。 ・ 入所者の栄養状態をアセスメントし、その状態に応じて多職種協働により栄養マネジメントを実施します。

入浴	<ul style="list-style-type: none"> ・週2回の入浴または清拭を行います。 ・状態や希望に沿って個浴・特浴での対応を実施します。
排泄	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な排泄介助、自立についても援助を行います。 ・排泄用品は個別のアセスメントに基づき適切に交換を行います。
更衣・整容等	<ul style="list-style-type: none"> ・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。 ・生活のリズムを考えて、朝夕の着替えを行うよう配慮します。 ・適切な整容が行われるよう援助します。 ・シーツ交換は週1回実施します。
機能訓練	機能訓練指導員による訓練を行い、生活機能の維持・改善に努めます。
生活相談	入所者およびその家族からの相談について、常に入所者の心身の状況、環境等を的確に把握し、必要な助言・援助を行うように努めます。
健康管理	<p>嘱託医師により、原則週1回診察日を設けて健康管理に努めます。また緊急を要する場合には、主治医あるいは協力医療機関等の連絡を行う等の必要な措置を講じます。</p> <p>【医療機関名】三原城町病院・つばいクリニック</p> <p>【嘱託医師】中山 泰典（麻酔科） 坪井 啓（泌尿器科・内科）</p>
看取り介護	施設サービス利用期間中に入所者が終末期に入られた場合、入所者及び家族の希望により、「看取り介護指針」に基づき、別途「看取り期ケアについての同意書」を交わした上で看取り介護を行います。
行政手続代行	<p>希望により行政手続の代行を施設にて受け付けます。</p> <p>※ただし、手続きにかかる経費はその都度お支払いいただきます。</p>
日常費用支払代行	希望により介護以外の日常生活にかかる諸費用に関する支払代行を行います。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・入所者に応じたレクリエーション行事を行います。 ・常に入所者の家族と連携を図るよう努めます。

4.利用料金（入所者負担金）

入所者の方にお支払いいただく利用料金は、別紙のとおりです。

別紙の料金表によって、入所者の要介護度に応じた介護保険一部負担金、居室に係る自己負担額及び食事に係る自己負担額の合計金額をお支払いください（サービスの利用料金は、入所者の要介護度に応じて異なります。）

5.入退所の手続き

(1) 入所手続き

入所申込書を記入のうえ、必要書類を添付してご提出ください。

入所と同時に利用契約を結び、サービスの提供を開始します。

(居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。)

(2) 退所手続き

①入所者の都合

・退所希望日の14日前までにお申し出下さい。

②自動終了(双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします)

・入所者が他の介護保険施設に入所した場合

・入所者の要介護認定区分が、非該当(自立)または要支援、要介護1、要介護2と認定された場合(経過期間あり)

・入所者がお亡くなりになった場合

③その他

・サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、催告後も30日以内に支払わない場合(契約終了の30日前までに文書で通知)

・入所者や家族などが当施設や当施設の従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合(契約終了の30日前までに文書で通知)

・明らかに3ヵ月以内に退院できる見込みがない場合または入院後3ヶ月経過しても退院できないことが明らかになった場合(文書で通知のうえ、契約を終了させていただく場合がございます。)

退院後に再度入所を希望される場合は、お申し出下さい。

・やむを得ない事情により、当施設を閉鎖または縮小する場合(契約終了30日前までに文書で通知)

6.留意事項

面 会 ・ 来 訪	・面会時間【8：30～20：00】：(その都度職員に届出) ・入金対応(預り現金)：【月～土曜日8：30～17：30】
外 出 ・ 外 泊	所定の用紙を記入のうえ、ご提出ください。
喫 煙	敷地内での喫煙はお断りします。
設 備 ・ 器 具 の 利 用	本来のご利用に反し破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
金 銭 、 貴 重 品 の	希望により、担当者(生活相談員他)が管理をさせていただきます。
所持品の持ち込み	居室内に収まる分量で必需品をお持ち下さい。
施 設 外 で の 受 診	受診をされる際は、健康管理上必ず看護職員にご連絡ください。

宗 教 活 動	施設内で他の入居者に対する宗教活動および政治活動はご遠慮ください。
政 治 活 動	
ペ ッ ト	施設内へのペットの持ち込みおよび飼育はお断りします。

7.緊急時等における対応方法

従業者は、サービスの提供中に、入所者の病状の急変、その他必要な場合は、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告します。

8.非常災害等対策

非常災害対策及び業務継続計画の策定、衛生管理について必要な措置を講じます。

(1) 非常災害対策及び業務継続計画の策定、衛生管理について必要な措置

- ①消防計画等の防災計画に基づき、年2回以上、避難・救出訓練を行います。
- ②各防災マニュアル・事業継続計画（BCP）の策定及び更新を適宜行い、地域と連携します。

非 常 災 害 時 の 対 応	非常災害発生時には、自動通報装置にて消防署に速やかに連絡を行うとともに、サンライズマリン瀬戸自衛消防隊が初期消火・避難誘導を実施します。
防 災 設 備	各居室にスプリンクラー設置。廊下等に適宜消火器設置。
災 害 対 策 担 当 者	金本 清志

(2) 感染症対策のための必要な措置

感染症発生時対応マニュアル・事業継続計画（BCP）の策定及び更新、従業者の研修を実施し感染症の発生・蔓延防止に取り組みます。

(3) 衛生管理のための必要な措置

従業者の清潔保持及び健康状態の管理並びに入所者の使用する食器その他の設備又は飲用水について衛生管理に努め衛生上必要な措置を講じます。

9.虐待防止に関する対応

(1) 入所者の人権の擁護・虐待防止等のための措置

- ①虐待を防止するための指針の整備及び担当者を設置します。

虐 待 防 止 対 策 担 当 者	山根 祐輔
-------------------	-------

- ②虐待を防止するための従業者に対する研修を実施します。

- ③虐待防止推進委員会を設置し、定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図るものとします。

(2) 虐待発見時の対応

サービス提供中に、従業者又は入所者家族等による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに保険者に通報します。

10.従業者の質の確保

サービスの質的向上を図るため、研修の機会を設けるものとし、業務体制を整備します。

11.身体拘束等について

入所者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、当該入所者又は、他の入所者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合には、身体的拘束等の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等の記録の整備や適正な手続により身体等の拘束を行う場合があります。身体的拘束等を行う場合は、入所者及び家族に説明をし、同意を得るものとし、

(1) 身体的拘束等の適正化を図るための措置

- ①身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図るものとし、
- ②身体的拘束等の適正化のための指針を整備します。
- ③従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施します。

12.個人情報の保護

入所者の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業所における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めます。

施設が得た入所者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて入所者又はその家族の了解を得るものとし、

13.秘密保持

従業者は、業務上知り得た入所者又は、その家族の秘密保持を厳守します。また、従業者であった者が、業務上知り得た入所者又は、その家族の秘密をもらすことのないよう必要な措置を講じます。

但し、あらかじめ文書により同意を得た場合は、一定の条件の下で個人情報を利用できるものとし、

14.相談窓口・苦情対応

事業者への相談・苦情は以下の窓口で受け付けています。相談・苦情を受け付けた場合には、苦情解決責任者はその内容を確認し、調査を行うとともに、職員等より事情を聴取します。この場合、必要に応じて職員等に管理・指導・改善を実施した後、申出者に対して改善した内容等を書面にて報告します。

(1) 相談又は苦情等に対応する常設の窓口（連絡先）、担当者の設置

相談苦情受付担当者	藤原 菜摘
苦情解決責任者	久保田 あけみ
電話番号	0848-81-0135

(2) 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

入所者より苦情を受け付けた場合には、苦情を受け付けた後、管理者は苦情内容を確認し、調査を行うとともに、従業員より事情を聴取、必要に応じ従業員等に対し管理、指導、改善を実施した後、入所者に対して改善した内容等を書面にて報告し同意を得ます。

また、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行い、改善報告を市町村に提出するとともにその改善内容について入所者に書面で報告し、同意を得るものとします。

(3) 苦情解決処理第三者委員の設置

委員氏名 ①	原 邦高
住所	三原市沼田西町小原1488-1
電話番号	0848-86-5600 【(株)原アルミ建材】
委員氏名 ②	石井 克昭
住所	三原市港町1丁目5-19
電話番号	0848-62-4056 【ナンバ洋服店(株)】

(4) その他の相談・苦情受付窓口

①三原市役所	高齢者福祉課
住所	三原市港町三丁目5番1号
電話番号	0848-67-6240
受付時間	8：30～17：15（土日祝日年末年始除く）
②広島県	国民健康保険団体連合会
住所	広島市中区東白島町19番49号国保会館
電話番号	082-554-0783
受付時間	8：30～17：15（土日祝日年末年始除く）

15.事故発生時の対応

事故等により入所者の容体等に变化等があった場合は、医師等関係機関に連絡する等必要な措置を講じ、管理者、保険者等に速やかに連絡・報告するとともに、事故等の内容は適切に記録します。

(1) 事故の発生又は再発を防止するための措置

①事故発生防止のための指針の整備及び担当者を設置します。

安全対策担当者	安宗 美佐子
---------	--------

②事故発生時の報告及び原因分析を通じた改善策の検討し、従業員への対策の周知徹底する体制整備を行います。

③事故発生防止のための委員会を3ヶ月に1回以上に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図るものとします。

④従業者に対し、事故発生防止等の研修を定期的実施します。

(2) 損害賠償

サービスの提供に伴って、施設の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

上記の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入しています。

緊急連絡先（身元保証人）	
氏 名	
住 所	
電 話 番 号	
続 柄	

16サービスの記録

施設は、事業に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存します。

上記に関し、電磁的記録により行う場合は、法人が定める個人情報保護管理規定及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守して行うものとします。

また、入所者から求めがあった場合には、文書又は電子メール等で記録書等を提供する。電子メール等を使用して提供する場合については上記を遵守します。

17.ハラスメント対策

ハラスメントに対する必要な措置

ハラスメントを防止し入所者及び家族等との信頼関係を築き、サービスを継続して円滑に利用していただくための必要な措置を講じます。

(1) ハラスメント防止に対する必要な措置

①ハラスメント相談窓口担当者および防止対策委員会を設置し、定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図るものとします。

相 談 窓 口 担 当 者	藤田 満寿美
---------------	--------

②従業者の研修を実施します。

③入所者から、身体的及び精神的な攻撃、相当な範囲を超えた過大な要求、個の侵害等の行為、言動等の事案にてサービス提供に支障をきたす場合、又はその恐れがあると認められた時は、本契約の終了を行えるものとします。

なお、入所者及び家族等方からのご意見の排除する目的ではなく今後のサービス向上を目的としています。

ハラスメントの例：1.身体的な攻撃、2.精神的な攻撃、3.相当な範囲を超えた過大な要求、4.個の侵害等の行為、言動等

18.協力医療機関・協力歯科医療機関

当施設では、各入所者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて以下の医療機関を協力医療機関として連携体制を整備しています。

医 療 機 関 名	三原城町病院（内科、外科、泌尿器科、皮膚科、麻酔科、放射線科）
住 所	三原市城町1-14-14
電 話 番 号	0848-64-1212
医 療 機 関 名	つばいクリニック（泌尿器科内科医）
住 所	三原市港町3-7-12
電 話 番 号	0848-64-0405
医 療 機 関 名	三原市医師会病院（内科、外科、整形外科）
住 所	三原市宮浦一丁目15番1号
電 話 番 号	0848-62-3113
医 療 機 関 名	宗郷町デンタルクリニック（歯科）
住 所	三原市宗郷3丁目3-5
電 話 番 号	0848-62-0440

19.第三者評価の実施状況について

実 施 の 有 無	無
-----------	---

20.その他

会議等について、テレビ電話装置等を使用して行う場合については、「16.サービスの記録」に記載する規程等を遵守します。

その他、運営に関する重要な事項は法人と施設の管理者との協議により定めるものとします。